

仕 様 書

1 業務名

令和7年度（仮称）札幌自然史博物館整備検討に係る調査業務

2 業務の期間

契約締結の日から令和8年3月27日まで

3 業務の目的

本業務は、令和6年度に実施した「（仮称）札幌自然史博物館整備検討に係る補足調査業務」（以下、「令和6年度調査」という。）の継続調査として、より詳細な比較検討を行うことを目的とする。

4 業務の経緯

札幌市では、「北、その自然と人」をテーマとする自然史博物館の整備推進を進めている。

この取組は平成8年度から始まり、平成13年度には「札幌市博物館推進計画」（同年度策定）に基づき、市民とのパートナーシップとソフト面の充実を重視した「札幌市博物館活動センター」を開設した。

以降、同センターを拠点に博物館活動及び博物館整備を進めてきたが、社会情勢や環境の変化に伴い、博物館に求められる役割にも変化が生じたことから、平成27年度に「（仮称）札幌博物館基本計画（以下「基本計画」という。）」を、平成30年度に「（仮称）札幌博物館展示・事業基本計画（以下「展示・事業基本計画」という。）」を策定。

これらの計画では、事業・展示展開に必要な面積や展示テーマ及び展示物の方針性を示した。

さらに、令和元年度には、基本計画及び展示・事業基本計画に基づく調査・検討の一環として、延床面積17,000㎡の施設規模における具体的な諸室構成や展示物の展示手法等を補足するため「（仮称）札幌市博物館展示・事業内容に関する補足調査（以下「補足調査」という。）」を実施した。

また、令和6年度には、建設候補地における施設規模に基づく諸室構成や展示内容や施設形態についての調査を行った。

5 業務の内容

本業務においては、本市の現状や、基本計画、展示・事業基本計画、また、令和6年度調査の内容を踏まえ、履行すること。

なお、本業務の履行に際し必要な資料は、受託者の申し出によってこれを提供する。

(1) 事業計画書の提出

下記(2)から(6)の検討について業務計画書を提出すること。

(2) 展示計画の検討

ア 展示構成・ストーリーの検討

展示構成・展示ストーリーの検討を行うとともに、展示項目（大テーマ、小テーマ、候補資料等）の整理を行うこと。

イ 展示内容に即した空間の検討

展示ストーリーに基づくゾーニングを検討するとともに、空間イメージの検討、展示演出手法の検討を行うこと。

ウ パース作成

上記ア、イを踏まえた計2点のイメージスケッチを作成すること。

(3) 施設運用についての調査・検討

令和6年度調査における施設形態において、運営条件を整理し、ランニングに係るコスト面を含むメリット・デメリットについて詳細に整理を行うこと。

(4) 管理運営費の試算

管理運営費の試算について検討を行う。なお、施設の規模は令和6年度調査と同様とする。

(5) 事業スケジュールの作成

事業スケジュール（設計・施工期間、準備期間等）の作成を行う。

(6) 業務報告書のとりまとめ

上記(2)から(5)の検討内容について取りまとめ、報告書を作成すること。

(7) その他

ア 打合せ

受託者は、業務の着手時をはじめ、業務中にも必要な協議を委託者で行うこと。

イ 資料等の収集

本業務の遂行上必要な資料、情報等は原則として受託者が収集すること。ただし委託者が保有しているもので本業務の遂行に必要な資料等は貸与する。

6 成果品及び納入場所

(1) 成果品

受託者は、業務の完了後速やかに下記成果品を下記7の納品場所に納品すること

ア 完了届：1部

イ 報告書（紙媒体）：5部（紙媒体）

ウ その他、発注者が指示する資料：5部

エ 上記の電子データ（使用するソフトウェア及び電子媒体については、事前に委託者と協議し、承認を得ること。）：1式

(2) 納入場所

札幌市博物館活動センター(札幌市豊平区平岸5条15丁目1-6)

7 留意事項

(1) 受託者は、業務の遂行上知り得た一切の事項について、外部に漏洩してはならない。

(2) 受託者は、業務の進捗状況を常に検証するとともに、その状況について委託者に報告すること。

(3) 本業務における成果品に係る著作権の取扱いは、次のとおりとする。

ア 受託者は、成果品について委託者の承諾を得ずに他に公表、貸与又は使用してはならない。

イ 受託者は、成果品の納品後に、委託者が成果物の加工、引用、公表、出版等を行うことを妨げないものとする。

ウ 受託者は、委託者に対し、本業務の成果物に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。

エ 受託者は、本著作物に関する著作者人格権を、委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。また、本著作物の著作者が受託者以外のものであるときは、受注者は発注者又は発注者が指定する第三者に対して、本著作物に関する著作者人格権を行使されないよう適正に措置を講ずるものとする。

オ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと又は適正な著作権の譲渡を受けていること及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証する。

カ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(4) 本業務においては、札幌市環境マネジメントシステムに準じ、次の事項について環境負荷の低減に努めること。

ア 電気、水道、石油、ガス等の使用に当たっては極力節約に努めること。

イ ごみの減量及びリサイクルに努めること。

ウ 両面コピーの徹底やミスを減らし、紙の使用量を減らすように努めること。

エ 自動車を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を資料氏、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

オ 業務に係る用品は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

(5) 業務に疑義が生じた場合は、委託者と協議し、指示を受けること。

(6) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令等の各規則を遵守すること。

(7) その他、本仕様書に記載されていない事項については、委託者と協議し、指示を受けること。